

# 【定期報告書 記入例】

登録番号	住宅名称					0戸
事業者名	住所住所	東京都				
報告者名	入居開始日	平成	年	月	日	
TEL	メールアドレス	登録戸数				
項目	内容					根拠規定
(1)	登録住所を他の用途に利用していない。					完了
(2)	登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に担当へ届け出ている。					完了
(3)	サ高住に登録後、改修等を行った。					完了
	※改修等を行った場合は、①～③へ回答してください					
	①各居住部分の床面積を変更した。⇒②へ進んでください					完了
	- 25平方メートル以上あり、問題ない。					
	- 床面積は25平方メートル未満だが、高齢者が共同で利用するための食堂や居間等を備えている。					
	- 床面積は18平方メートル以上ある。					
	- 担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。					
	②構造、設備を変更した。					完了
	※設備内容を変更した場合は、以下に回答してください					
	- 台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えている。					完了
	- 台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えていないが、東京都が準用している、大阪府が定める共用基準を満たしている。					完了
	- 施設可能な収納設備を住戸と同数以上設置している。					完了
	- 浴室を男女別かつ10住戸につき1人分の浴室を設置している。(ただし、エレベータがない場合は居室のある階ごとに設置)					完了
	- 緊急通報装置を備えている。					完了
	(平成27年5月31日以前の登録住宅については居室内、平成27年6月1日以後に申請された登録住宅については居室内・便所・脱衣室・浴室(共用部分に設置されているものを含む))					完了
	- 担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。					完了
	③n <sup>2</sup> /779-構造(加齢対応構造等)を変更した					完了
	※n <sup>2</sup> /779-構造適用部分					
	●床…1階					
	●階段…幅					
	●居室…出入口の幅					
	●浴室…出入口の幅・広さ					
	●居室部分の階段…段差等・手すり					
	●便所…手すり、居室のある階にあること					
	- 登録基準を満たしている。					
	- 担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。					
(4)	入居者の資格は以下のとおりで超過はない。					未回答
	- ①単身高齢者が②高齢者+同居者(高齢者には60歳未満の要介護認定、要支援認定者を含む)					
	入居戸数	0戸	単身戸数		同居戸数	未回答
				要介護認定	要支援認定	
	入居者数	0人	単身		要介護1	未回答
				要介護2	要介護3	
				要介護4	要介護5	
(5)	状況把握サービス、生活相談サービスは登録のとおり内容で提供している。					未回答
	①日中常駐サービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員は登録のとおりである。					
	②専門職員は以下のものに該当している。					
	●社会福祉法人の職員 ●自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員					
	●委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員					
	●指定居宅サービス事業者等の職員					
	●有資格者(医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者)					
	③状況把握サービスは各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上提供している。					
	④職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。					
	あるいは、夜間等を含め24時間、職員が常駐している。					

(注意)住宅が建設中である場合や、未入居のために回答できない設問がある場合は、記入できる範囲について記入し、提出してください。

- 背景が黄色の全ての項目に記入してください。
- メールアドレスは今後の連絡に使用しますので、必ず記入してください。
- 「登録番号」は、情報提供システムに登録されている番号と同じものを記入してください。  
例:「大阪(23)00\*\*」、「寝屋川(R01)00\*\*」
- 入力作業軽減のため、回答はプルダウンメニューから選択して行います。  
「はい」の場合は、☑を選択してください。  
元に戻したい場合は、☐を選択してください。
- 入力完了すれば、「未回答」が「完了」に変わります。
- ☑を選択し、付問への回答が不要な場合は、指示に従い次の設問へ進んでください。
- ☑を選択し、付問への回答が必要な場合は、メッセージ(赤字)が自動表示されます。  
指示に従い、全ての付問に回答してください。

項目	内容	各項目の「はい」「いいえ」欄にブルグウンメニューから回答してください。⇒	はい	いいえ	根拠規定		
登録の基準	(6) 入居契約は次の①～④に全て該当する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号	未回答	
		はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	①全て書面により契約をしている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	未回答	
	②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ロ	未回答	
	③権利金（敷引きを含む）その他の金銭を受領していない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ	未回答	
	④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ヘ	未回答	
	⑤状況把握・生活相談サービス以外のサービス選択に係る説明書を交付して説明している。（平成27年6月1日以降の登録申請住宅に対し適用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	追加基準	未回答	
	(7) 前払金は発生していない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項6号	未回答	
		はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	①全て書面により契約をしている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ニ、ホ	未回答	
②前払した家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答		
③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答		
④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答		
⑤金融機関等による保全措置がなされている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答		
(8) 防災対策を推進している。（消防計画（受領印）、消火設備・スプリンクラーの設置、法定点検・避難訓練（年2回、うち1回夜間）の実施、緊急時名簿・地域防災マニュアルの整備及び地域連携）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計4章	未回答		
防火広場の禁止	(9) 防火広場は行っていない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条	未回答	
	事業に推進する意味や費用より著しく優良で著しくは有利であると判断させるような表示を行ってはいけない。	はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
契約締結の説明	(10) 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答	
	(11) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明・管理規程を含む）を書面を交付して説明している。 ※サービス提供事業者を自由に選択できることについては(8)⑤を適用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答	
		はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(12) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	未回答		
経過の備付け等	(13) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	未回答	
	(14) 入居者からの金銭受領について、帳簿に適切に記載し保存している。（なお、金銭管理については、管理規程の整備、保管場所・方法、施設職員複数確認、入居者又は家族等の確認（受領印等））		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	(15) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容（定期健康診断、医薬品管理（施設保管）水分・尿糖・体温測定、洗濯、清掃等）を帳簿に記載し保存している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	(16) やむを得ず（切迫性、非代替性、一時的）入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、拘束理由を記載したものを、並びに家族の同意書を保存している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	(17) 虐待が発生した場合、適切に対応を行い、その内容及び対応を記載し保存している。府等へ報告している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	(18) 入居者及び家族からの苦情対応を適切に行い、その内容及び対応を帳簿に記載し保存している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	(19) サービス提供で事故が発生した場合、適切に対応を行い、その状況及び処置内容を記載し保存している。府等へ報告している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	(20) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
	その他	(21) 生活保護受給者の保護費等を事業者（委託事業者を含む）が直接管理する場合は、管理規定や契約書に基づき適正に管理している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本方針	未回答
		(22) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排洩、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理	はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条	未回答

○全ての入力完了しましたら、「定期報告書」のファイルを一旦パソコンに保存し

「[jutaku@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:jutaku@city.neyagawa.osaka.jp)」まで送信ください。

宛先：寝屋川市まちづくり推進部住宅政策課  
サービス付き高齢者向け住宅担当者 宛て